

委託契約約款

第1章 通則

(総則)

第1条 甲及び乙は、甲の提示する仕様書、見本、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、頭書に記載の契約期間又は履行期間（以下「契約期間等」という。）において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務（これらの業務に付随して甲から指示等された業務を含む。以下「契約業務」という。）について、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲はこの契約条項及び仕様書等の定めにより委託料を支払う。

3 仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、契約業務の性質上、当然必要なものについては乙の負担において実施するものとする。

(管理者)

第2条 乙は、契約業務の実施及び管理をつかさどる管理者を定め、甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の管理者が、契約業務の実施又は管理につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示して交替を求めることができる。

(指定期日の延期等)

第3条 乙は、乙の責に帰することができない事由（第19条に該当する場合を除く。）により、指定期日までに契約業務を完了できないときは、速やかに、甲に対してその事由を明らかにした書面をもって指定期日の延期を求めることができる。延期後の指定期日については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 乙は、日々履行することとされている契約業務（以下「日々業務」という。）を遂行できないときは、速やかに甲に報告しなければならない。この場合において甲乙協議のうえ契約金額を減じるものとする。

(契約業務の調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、契約業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、直接、間接を問わず契約業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、契約業務が完了（既済部分の支払がある場合は当該部分の完了を含む。）したときは、速やかに、甲に届け出て、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格と決定したときは、乙は、速やかに手直しを行い、甲に届け出てその検査を受けなければならない。検査の期間については前項の期間を準用する。

4 乙は、検査合格の知らせを受けたときは、遅滞なく、この契約に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払)

第8条 甲は、前条に規定する検査合格後、乙の請求があった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(事故における損害)

第9条 乙は、契約業務の履行に関して事故が発生したときは、甲に速やかに報告しなければならない。

2 契約業務の履行に関して発生した事故による損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費等は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、納入した成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、同項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第11条 乙等（乙若しくはその代理人、使用人等又は第6条ただし書により委託を受けた第三者若しくはその代理人、使用人等をいう。以下同じ。）は、契約業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報が記録された資料の保管、返還、廃棄等)

第12条 乙は、甲から契約業務上必要な資料（以下「業務資料」という。）の引渡しを受けたとき、又は契約業務において業務資料を取得したときは、その業務資料を返還（取得した業務資料にあつては、甲への引渡し）、廃棄又は記録の消去を実施するまで適切な管理を行わなければならない。

2 乙は、業務資料が電磁的記録である場合にあつては、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりセキュリティを確保しなければならない。

第2章 契約の変更、解除等

(契約内容の変更等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、契約業務の内容を変更し、又は契約業務の実施の一時中止をすることができる。この場合において、契約金額又は契約期間等を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

2 前項後段の協議に当たっては、乙の経費の増減等を適切に反映するものとする。

(履行遅滞等)

第14条 乙の責に帰する事由により、指定期日までに契約業務を完了することができない場合において、相当の期間内に乙が契約業務を完了する見込みがあるときは、甲は違約金を付して指定期日を延期することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じて契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいて財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「法律に基づく率」という。）を乗じて得た額とする。

3 第1項の違約金については、甲が指定する日までに乙が納入しなければならない。

4 甲の責に帰する事由により、委託料の支払が遅れた場合は、乙は甲に対して、法律に基づく率で遅延利息の支払請求をすることができる。

(甲の催告等による解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告又は是正の指示をし、その期間内に履行又は是正がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務不履行等がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約業務に着手すべき期日（仕様書等で定められた日又は契約業務に要する日数を勘案して着手すべきと甲が認める日をいう。）を過ぎても乙が契約業務に着手しないとき。

(2) 指定期日までに乙が契約業務を終了しないとき若しくは指定期日後相当の期間内に乙が契約業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき、又は日々業務を乙が遂行しないとき。

(3) 正当な理由なく、第7条第3項に規定する手直しを乙が行わないとき。

(4) 乙等がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙等が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙等が、この契約に違反（契約業務に契約不適合がある場合及び契約業務が契約不適合となることが見込まれる場合を含む。次条及び第21条において同じ。）したとき。

(甲の催告等によらない解除権)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 乙が契約業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙が契約業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約業務の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 乙等がこの契約に違反し、当該違反により甲と乙との信頼関係が破壊されたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 第18条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは同法第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条若しくは同法第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(協議による解除)

第17条 甲は、前2条の規定にかかわらず、必要と認める場合には、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定により、甲が履行を一時中止させ、若しくは中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間等の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第13条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 甲は、第1項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更等)

第19条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、甲又は乙は相手方と協議のうえ、契約金額（単価契約にあっては、単価）その他の契約内容を変更し、又はこの契約を解除することができる。

(契約解除等に伴う措置)

第20条 契約が解除された、又は乙がその債務の一部の履行を拒否し、若しくは乙の債務の一部が履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該完了部分に対する委託料相当額を支払うものとする。

- 2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等（甲が管理する場所等に限る。以下同じ。）に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等にあつては、甲の指定する場所に搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復をすることができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、かつ、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第15条又は第16条の規定により契約が解除された場合等にあつては甲が定め、その他の規定により契約が解除された場合にあつては、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（違約金）

- 第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、乙に帰責性がないと甲が認める場合又は甲に生じた損害が軽微である場合は、この限りでない。
- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合（次条に該当する場合を除く。）
 - (2) 乙がその債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務の全部又は一部が履行不能となった場合
 - (3) 乙等がこの契約に違反し、当該違反により甲の社会的信用を著しく損なつたとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額（解除事由に関して甲が第三者に対して損害賠償責任を負つた場合の損害金のほか、職員の業務増加に伴う費用、新たな契約相手を選定するために要する費用等を含む。）が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償の予定）

- 第22条 乙は、第16条第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（前条第4項に規定する損害額に準じる。ただし、甲が契約を解除しない場合にあつては、適正な競争が行われた場合の推定金額と契約金額の差額を含むものとする。）が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第3章 個人情報

（個人情報保護に係る遵守事項）

- 第23条 甲及び乙は、契約業務を遂行するに当たって個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、この章の規定を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他関係する法令及び条例規則並びに調布市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行しなければならない。

（本章の優先適用）

- 第24条 契約業務を遂行するに当たって個人情報を取り扱う場合にあつては、この章に定める条項と前2章に定める条項が抵触するときは、この章に定める条項が優先するものとする。ただし、仕様書等により別に定めるときは、この限りでない。

（適正管理）

- 第25条 乙は、契約業務に関して知り得た個人情報（以下「業務個人情報」という。）の漏えい、改ざん、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の業務個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

- 第26条 乙等は、契約業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（目的外使用等の禁止）

- 第27条 乙は、業務個人情報を甲の指示する目的外に使用し、又は甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

（第三者の遵守義務）

- 第28条 第6条ただし書により第三者に委託した場合、乙は、この章の規定を当該第三者に遵守させ、当該第三者は、この章の規定を遵守しなければならない。

（複写・複製の禁止）

- 第29条 乙は、契約業務を処理するため、甲から渡された個人情報を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（持出しの禁止）

- 第30条 乙は、甲が許可又は指定した場所へ持ち出す場合を除き、業務個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（個人情報事故発生時の報告義務）

- 第31条 乙は、業務個人情報について、漏えい等、目的外使用、第三者提供その他個人情報の不適切な取扱い（以下「個人情報事故」とい

う。)があった場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の個人情報事故があった場合には、その内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表及び個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

3 前項の公表により、乙がいかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責任を負わない。

(返還又は廃棄)

第32条 乙は、業務資料に個人情報が含まれるときは、この契約の終了時に、甲の指示に従い当該業務資料の返還(取得した業務資料にあっては、甲への引渡し)、廃棄又は記録の消去を実施しなければならない。ただし、法令等による場合、この契約に引き続く契約を乙が継続して受託する場合その他特別な事情があると甲が認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、この契約が終了し、又は解除された後においても、乙は、この契約条項に定める個人情報の取扱いに関する事項を遵守しなければならない。

3 乙は、当該業務資料を廃棄又は記録の消去をする場合は、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により、必要な措置を講じなければならない。また、当該業務資料を廃棄又は記録の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、乙はこれに応じなければならない。

4 乙は、当該業務資料を廃棄又は記録の消去を行った後、廃棄又は記録の消去の内容を記録し、甲に対して書面により報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償責任)

第33条 契約業務の履行に関して、乙が個人情報の保護に関する義務に違反したときは、甲は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の場合においては、乙の故意又は過失を問わず、乙がこの章の規定に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させたときは、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(定期的な報告)

第34条 乙は、乙の管理体制及び実施体制や業務個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに甲の指定する様式により甲に報告を行うものとする。また、この契約内容の遵守状況について甲に定期的に報告しなければならない。

(実地検査)

第35条 甲は、業務個人情報の秘匿性、量等に応じ、乙の管理体制及び実施体制や業務個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに従わなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲が実地検査を行うときは、これに応じなければならない。

3 前項の実地検査は、内容、日程等について甲乙協議のうえ実施するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(責任者等の明確化)

第36条 乙は、業務個人情報の保護について個人情報保護管理責任者を選任し、甲に報告しなければならない。個人情報保護管理責任者を変更するときも同様とする。

2 個人情報保護管理責任者は、業務個人情報を厳正に取扱い、業務従事者の業務個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 個人情報保護管理責任者は、業務個人情報の取扱いに関して、業務従事者を指名し、その者にのみ業務個人情報の取扱いをさせるものとする。

(派遣労働者利用時の措置)

第37条 乙は、派遣労働者に業務個人情報の取扱いをさせる場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(教育の実施)

第38条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この契約において個人情報保護管理責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を個人情報保護管理責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(媒体の管理等)

第39条 乙は、業務個人情報が記録されている媒体等を保管するにあたっては、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第40条 乙は、業務個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載を防止するため、業務個人情報の秘匿性等に応じた必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(取扱状況の記録)

第41条 乙は、台帳等を整備して、業務個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録する。

(個人情報の搬送)

第42条 乙は、業務個人情報を搬送するときは、漏えい等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第43条 乙は、業務個人情報へのアクセス(紙等に記録されている業務個人情報に接する行為を含む。)をする権限を有する業務従事者の範囲及び権限の内容を、業務を遂行するうえで必要最小限の範囲に限るものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第44条 乙は、情報システムを使用して業務個人情報を取扱う場合は、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(サーバ室等の安全管理)

第45条 乙は、業務個人情報を取扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域を設ける場合は、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(外国に所在するサーバ等の使用)

第46条 乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して業務個人情報を取扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した

うえで、業務個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第47条 乙は、業務個人情報を取扱うにあたっては、調布市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、国が定める情報セキュリティに係る基準又はガイドライン等を参考として、適正な情報セキュリティの水準を確保するものとする。

第4章 雑則

(専属的合意管轄裁判所)

第48条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(法令等の遵守)

第49条 乙は、この契約条項のほか、関係諸法令及び関係規定を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第50条 この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲乙協議して定めるものとする。